



# 令和6年度生駒市共同募金委員会 地域ささえあい活動助成金 ～募集要項～



## 1. 趣旨

この助成金は、地域の活動団体が福祉ニーズに基づいてお互いに支えあう取り組みや、制度・サービスだけでは解決できない課題に取り組む活動等に対し、経費の一部を助成することで、様々な人々が社会から孤立することのない地域づくり、地域福祉の増進を図っていくことを目的としています。

## 2. 助成プログラム

### ①新たな取り組み応援助成

地域の福祉ニーズに基づいて行う、地域の支え合い活動のうち活動開始から3年以内のもので、助成を活用することでその活動や取り組みが拡大、充実することが見込まれる活動

### ②備品購入応援助成

地域の福祉ニーズに基づいて行う、地域の支え合い活動や取り組みに直接必要な物品で、助成を活用することでその活動や取り組みが拡大、充実することが見込まれるもの

<取り組みの例>①②共通

- ふれあい・いきいきサロン等の地域サロンやカフェ、子育てサロン活動
- 地域の生活支援や支えあいの活動、見守りに関するネットワーク構築事業
- 子どもの居場所事業等の活動 等

## 3. 助成額

助成金の額は、本会の予算の範囲内で次に掲げる額を上限とします。ただし、当面は一団体一取り組みとします。

### ① 新たな取り組み助成

対象経費の 3/4 で 20 万円まで

### ② 備品購入費応援助成

対象経費の 9/10 で 10 万円まで

※1,000円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てとなります。(①②共通)

## 4. 助成対象団体

次の条件に合致する団体を対象とします。

- (1)市内で活動している、あるいは当該年度中に市内で立ち上げを予定している非営利団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (2)自発的・自立的に活動していること
- (3)共同募金運動の趣旨を理解し、この運動に積極的に協力するものであること

※反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある法人、団体は除きます。

反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

## 5. 助成対象活動(事業)期間

2024(令和6)年 4 月～2025(令和7)年 3 月

※ただし、令和7年2月末日までに収支報告に記載できる活動及び物品購入に限ります。

## 6. 助成応募方法

別紙ガイドラインを熟読していただき、応募締切日までに、社協ホームページもしくは窓口にある申請書に必要事項を記入の上、以下の(1)～(4)までの書類を添付して提出してください。

- (1)交付申請書
- (2)会則又はそれに準ずるもの
- (3)会員名簿
- (4)活動(資金)計画の積算資料及び活動内容の分かる資料

## 7. 助成対象とならない活動

下記の活動は対象外となります。なお、審査委員会で認められないと判断された場合は対象外となる場合があります。

- (1)会員、構成員の相互共済、親睦とみなされるもの
- (2)特定の趣味やスポーツ等に限定されるもの
- (3)営利のために行っているとみなされるもの
- (4)当該活動が営利活動者、政治、宗教等の運営のための手段として行われるもの
- (5)公的補助や委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営されるもの、その他民間助成団体の助成を受けるもの
- (6)特定の個人的活動またはそれに類するもの
- (7)その他適当と認められないもの

## 8. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の点を基準に審査の上、助成先を決定します。

- ・応募団体のこれまでの活動(事業)実績
- ・応募事業の実施体制および団体のガバナンス(組織決定の方法等)
- ・応募書の記載内容(活動(事業)・予算)
- ・支援対象者のニーズを的確にとらえた活動(事業)であるか
- ・確実に効果的に支援が届く活動(事業)であるか

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

助成決定先は 2025年 7月頃に生駒市社協のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

## 9. 助成金の返金について

計画していた活動が実施できなかった等、何らかの理由で計画の変更や返金が発生する場合は、その時点で担当職員まで連絡してください。返金に伴う手続きの方法は、個別にお知らせします。

## 10. 注意事項

- ・助成予定総額を超える応募があった場合は、助成対象要件をみだし、かつ適切な活動内容であっても、助成できない場合があります。
- ・新たな取り組み応援助成については、その事業につき3年度間連続して申請をすることが可能です。ただし、1年毎に申請をおこない、審査を受けていただきます。3年度間連続した申請が可能ではありますが、継続して助成を約束するものではありません。
- ・備品購入応援助成は、同じ活動において助成後3年間は申請できません。

## 助成スケジュール

### 申請

#### ●申請に係る書類の提出

- ・提出書類:申請書、添付書類(会則またはそれに準ずるもの、会員名簿、活動計画の積算資料及び活動内容の分かる書類)
- ・申請締め切り:令和6年5月31日(金)※期限厳守

### 審査

#### ●審査・交付決定

- ・審査委員会にて審査を実施します
- ・審査結果は交付決定通知書及びホームページにてお知らせします

### 請求

#### ●請求書の提出

- ・交付が決定した団体は請求書を提出していただきます
- ・提出書類:請求書、通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義のわかるもの)
- ・口座振込予定:令和6年7月頃

### 実績報告

#### ●実績報告に係る書類の提出

- ・提出期限:令和7年2月28日(金)※期限厳守
- ・提出書類:実績報告書、領収書、写真、広報物等

## 書類提出先及びお問い合わせ

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会  
生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル4階 TEL:75-0234

◆助成金ガイドライン（地域ささえあい活動助成）			
		新たな取り組み応援助成	備品購入応援助成
対象の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士が知り合い、つながりあえる機会づくり</li> <li>・お互いに支えあう仕組みづくり</li> <li>・制度・サービスだけでは解決できない課題に取り組む活動</li> <li>・様々な人々が社会から孤立することのない地域づくりにつながる活動</li> </ul>		
活動例	ふれあい・いきいきサロン活動 地域支えあい活動 見守りに関するネットワーク構築事業 子育てサロン活動 子どもの居場所事業等の活動 自治会会員だけではなく不特定の対象者が参加し行う活動 等		
対象外の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員、構成員の相互共済、親睦とみなされるもの</li> <li>(2) 特定の趣味やスポーツ等に限定されるもの</li> <li>(3) 営利のために行っているとみなされるもの</li> <li>(4) 当該活動が営利活動者、政治、宗教等の運営のための手段として行われるもの</li> <li>(5) 公的補助や委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営されるもの、その他民間助成団体の助成を受けるもの</li> <li>(6) 特定の個人的活動またはそれに類するもの</li> <li>(7) その他適当と認められないもの</li> </ul>		
助成の種類	助成を申請する年度内に新たに取り組む活動、又は、開始から3年以内で、助成を活用することでその活動が拡大、充実することが見込まれるもの	対象とする活動に直接必要な備品で、助成を活用することでその活動が拡大、充実することが見込まれるもの	
助成割合 助成限度額	対象助成費の3/4 (上限) 20万円まで 開始から3年以内の事業	対象助成費の9/10 (上限) 10万円まで <u>助成後3年間は同事業にて申請できません</u>	
経費	対象 経費	消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場代、講師謝金、広報費、研修費、研修交通費	備品 耐用年数が1年以上のもの
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または申請書から読み取れないもの</li> <li>・費用の積算内訳が読み取れないもの</li> <li>・応募事業に関わりない団体の他の事業に係る費用や管理的経費（光熱水費、家賃、電話料金等）</li> <li>・飲食等に係る経費、接待経費</li> <li>・団体や団体役員が所有する拠点や設備の賃借料</li> <li>・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用</li> <li>・ボランティアに対する人件費・謝金</li> <li>・ボランティア活動保険料（行事用保険は対象です）</li> <li>・有給職員の宿泊費、交通費、施設入場料、保険料、研修費等</li> </ul> ※助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で事業実施に必要な費目を検討、記載してください。	